

都市計画案および環境影響評価書案のあらまし 東日本旅客鉄道赤羽線（埼京線）十条駅付近の 連続立体交差化計画について



東 京 都
北 区
東日本旅客鉄道株式会社

計画のあらまし

東日本旅客鉄道赤羽線（埼京線）の連続立体交差化計画は、十条駅を中心として約1.5kmの区間について鉄道を高架化し、道路と鉄道を連続的に立体交差化するものです。

また、良好な住環境の保全や地域の利便性、防災性の向上を目的とした側道の整備を併せて計画しています。

これらの計画の実施により、補助第85号線などの6か所の踏切が除却され、踏切での交通渋滞の解消、道路と鉄道それぞれの安全性の向上が図られます。さらに、鉄道により分断されていた地域が一体化されるとともに、都市計画道路などの整備を併せて推進することにより、安全で快適なまちづくりが実現されます。

本計画につきまして、皆様の御理解と御協力をお願いします。



踏切の状況
(補助第85号線・十条道踏切)

計画の概要

● 都市高速鉄道東日本旅客鉄道赤羽線（埼京線）

- ① 区 間 十条駅付近
(板橋区板橋一丁目～北区赤羽南二丁目)
- ② 延 長 約3.0km(事業区間 約1.5km)
- ③ 構 造 形 式 高架式(嵩上式)^{かさあげ}及び地表式
- ④ 駅 施 設 十条駅 ホーム延長：約210m ホーム幅員：約3～7m

● 都市高速鉄道東日本旅客鉄道赤羽線附属街路（側道）

路線名	延 長	幅 員	路線名	延 長	幅 員
第1号線	約40m	11m	第4号線	約160m	8.5m
第2号線	約170m	10m	第5号線	約120m	6m
第3号線	約210m	13.5m	第6号線	約280m	6m

立体化により除却される踏切（6か所）

踏切道の名称	道 路 名 称	踏切道の現況幅員	備 考
原 町	北区道1007号	2.8m	
十 条 道	都道本郷赤羽線	18.0m	補助第85号線
仲 道	北区道1010号	4.0m	
富 士 道	北区道1365号	11.3m	
仲 原	北区道1014号	7.1m	
北 仲 原	北区道1424号	1.4m	歩行者、自転車のみ通行可

鉄道との交差構造を変更する都市計画道路

都市計画道路名	計 画 幅 員	現 況 幅 員	備 考
補助第85号線	30m	18m	高架構造→平面構造

連続立体交差化計画の概要図

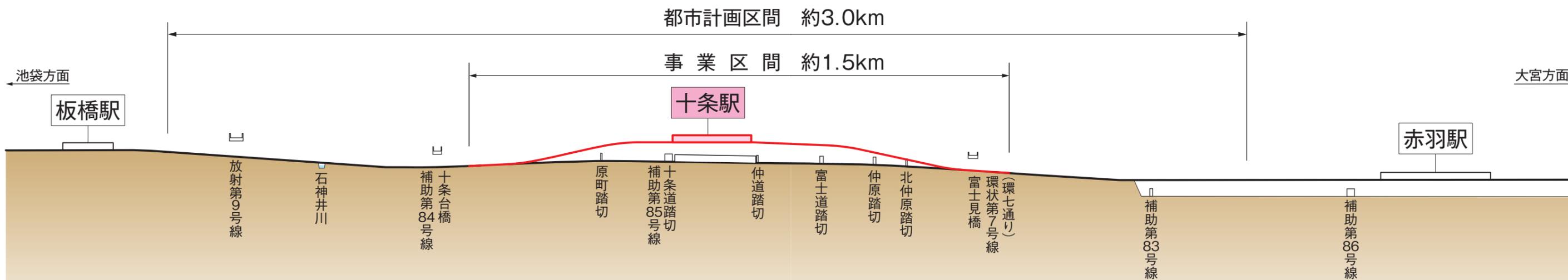
● 平面図 ●



凡例

	鉄道 (現況)		都市計画道路 (事業中・完了)
	鉄道 (計画)		都市計画道路 (計画)
	鉄道附属街路 (側道)		鉄道 (仮線: 借地予定)
			区境

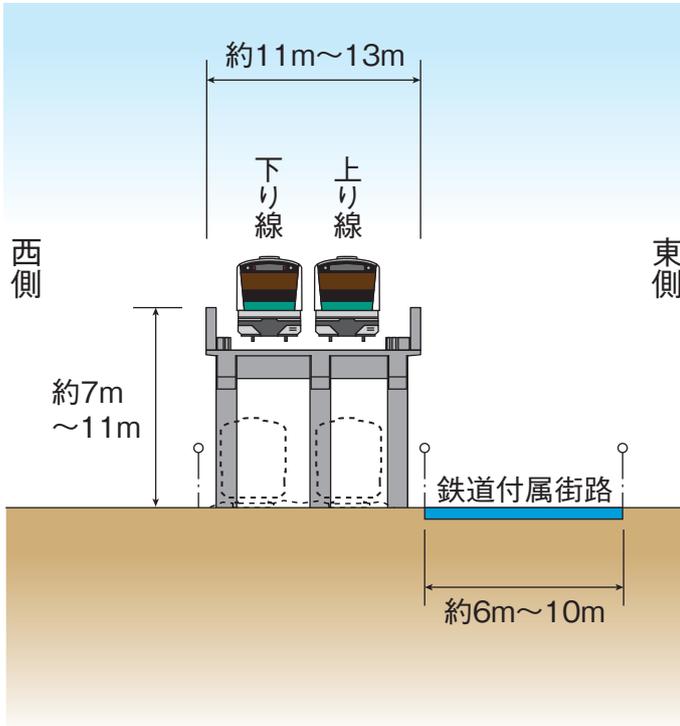
● 断面図 ●



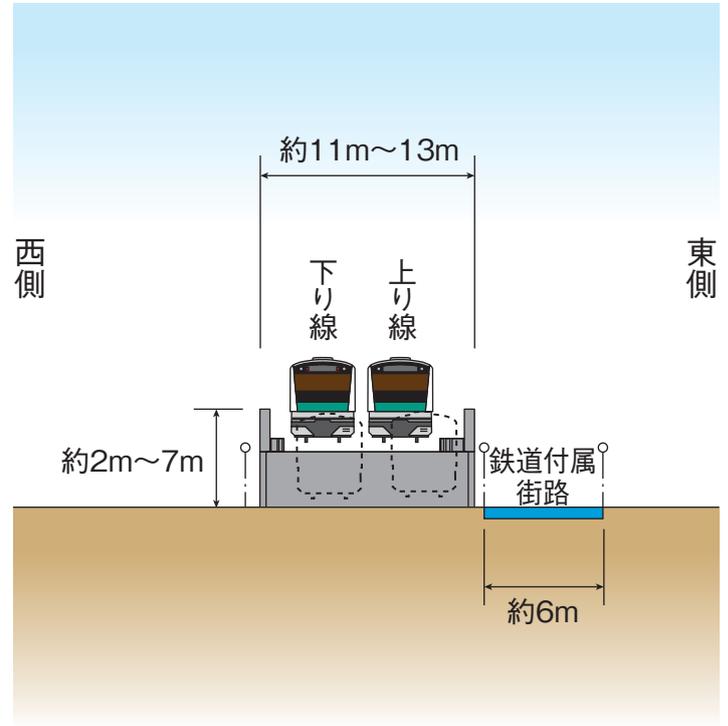
連続立体交差化計画の概要図

標準横断図

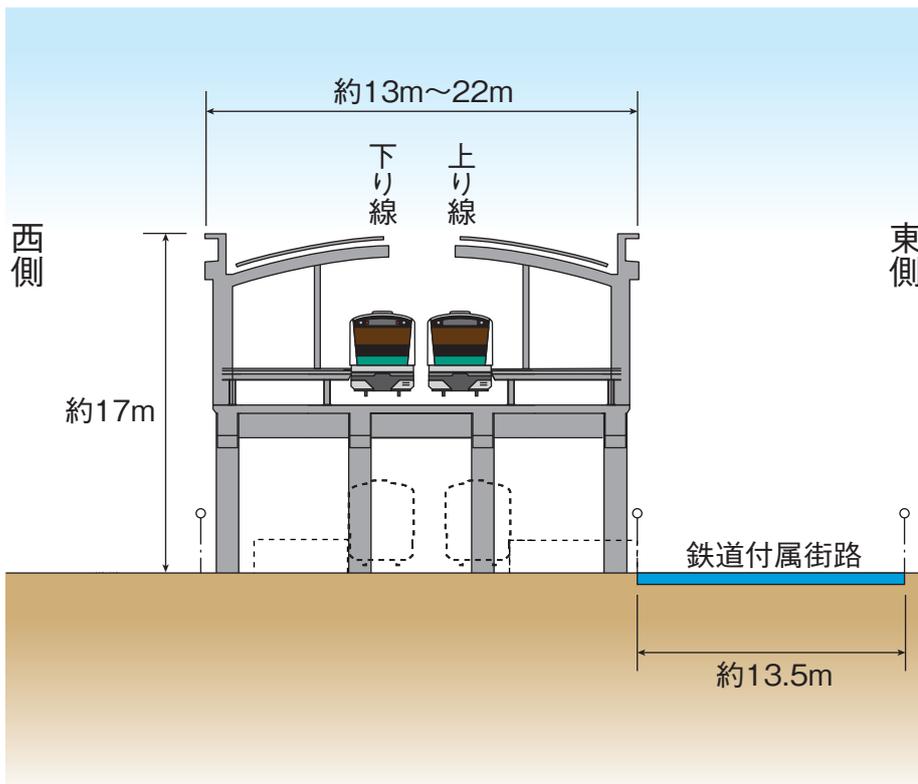
一般部



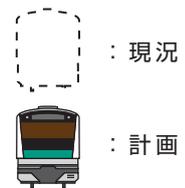
取付部



十条駅部



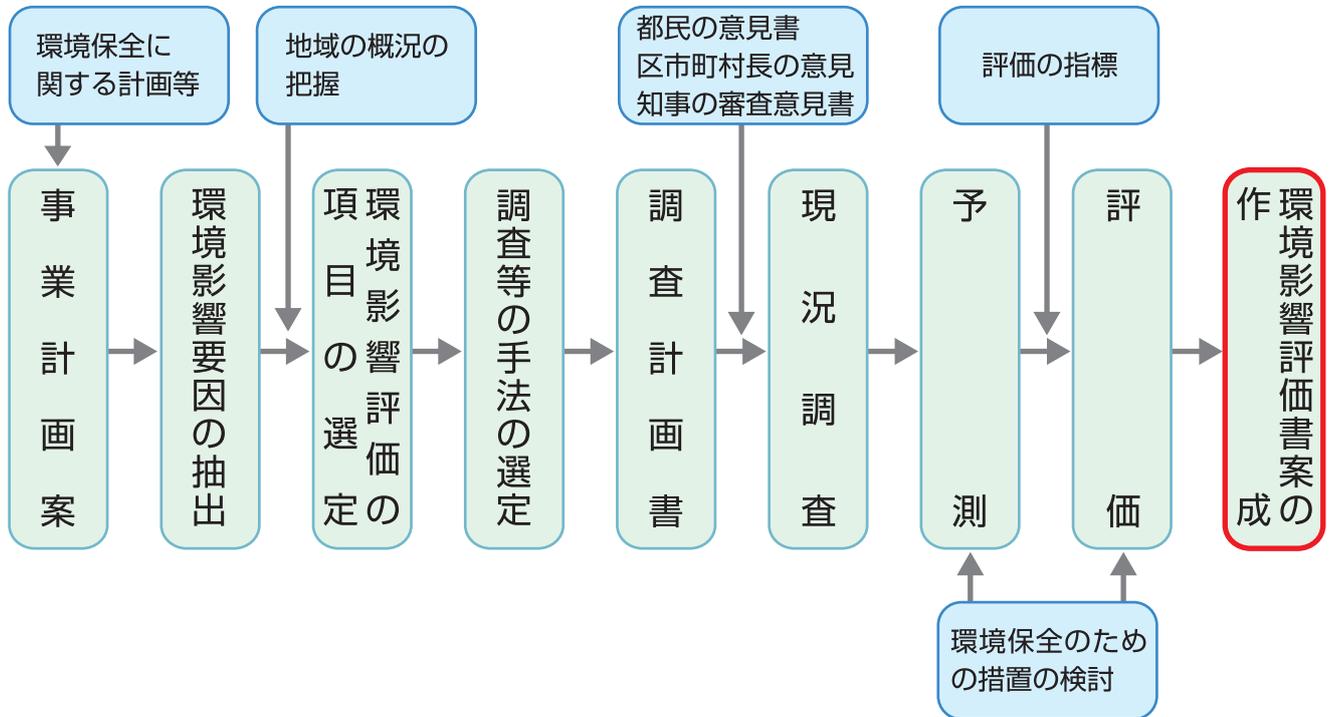
凡例



環境影響評価のあらまし

環境影響評価書案の作成手順

本事業が実施された場合、周辺環境にどのような影響を及ぼすのか東京都環境影響評価条例に基づき予測・評価を行いました。



環境影響評価項目の選定

環境影響評価の項目は、対象事業の内容から環境要因を抽出し、地域の概況を考慮して、以下のとおり7項目（●印の項目）を選定しました。

環境影響評価の項目		大気汚染	悪臭	騒音・振動	水質汚濁	土壌汚染	地盤	地形・地質	水循環	生物・生態系	日影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス
		区分	環境影響要因															
工事の 施行中	建設工事			●		●									●		●	
	鉄道の走行			●														
工事の 完了後	鉄道の走行			●														
	施設の存在										●	●		●				

予測・評価の結果及び環境保全のための措置

選定した項目の予測・評価の結果及び環境保全のための措置は、次のとおりです。

● 騒音・振動 ●

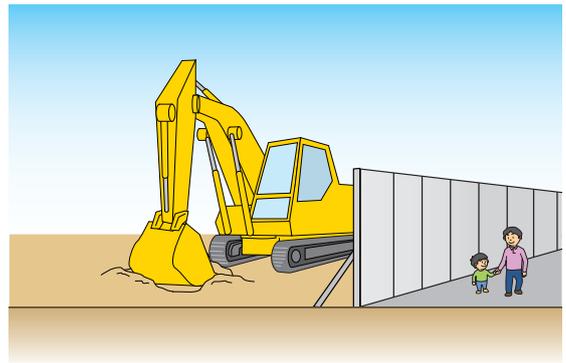
<工事の施行中>

● 予測・評価の結果

【建設作業騒音・振動】

建設作業騒音の予測値は、66dB～81dB、建設作業振動の予測値は、47dB～70dBであり、「騒音規制法」、「振動規制法」又は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める基準値と同等又は下回ります。

注) 建設作業騒音・振動の予測値位置は、敷地境界上の地点です。



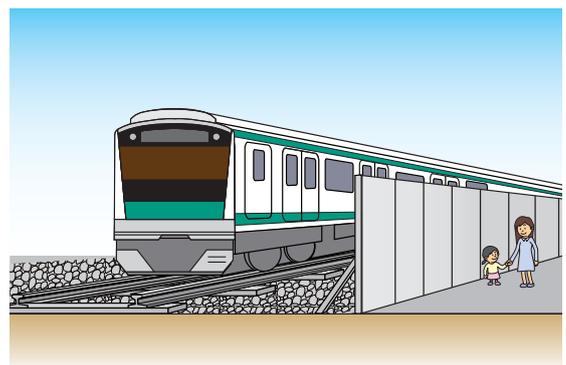
単位：dB（デシベル）

	予測値	基準値
建設作業騒音	66～81	80～85
建設作業振動	47～70	70～75

【鉄道騒音】

仮線時の鉄道騒音の予測値（等価騒音レベル*）は、計画線最寄軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間52dB～56dB、夜間48dB～52dBであり、現況値を下回ります。

* 等価騒音レベルとは、一定時間内に受けた騒音エネルギーを、時間平均した騒音レベルのことです。



単位：dB（デシベル）

	予測値	現況値
昼間	52～56	60～66
夜間	48～52	56～63

【鉄道振動】

仮線時の鉄道振動の予測値は、計画線最寄軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地盤面において、56dB～66dBであり、現況値を上回りますが、必要に応じて適切な環境保全のための措置を実施し、鉄道振動の低減に努めます。

単位：dB（デシベル）

予測値	現況値
56～66	53～62

●環境保全のための措置

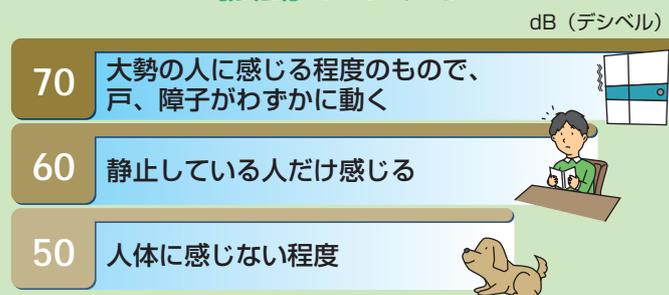
工事に当たっては、最新の技術や低騒音・低振動の建設機械などを積極的に採用するとともに、仮囲いを設置します。

また、可能な限りロングレール、レールの重軌条化を採用し、車両や軌道の検査、保守作業を実施するなど、騒音・振動の低減に努めます。

騒音のめやす



振動のめやす



資料：東京都環境局

予測・評価の結果及び環境保全のための措置

<工事の完了後>

●予測・評価の結果

【鉄道騒音】

列車の走行に伴う鉄道騒音の予測値（等価騒音レベル）は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に 12.5m、地上からの高さが 1.2m の地点において、昼間 54dB～56dB、夜間 51dB～52dB であり、現況値を下回ります。

単位：dB（デシベル）

	予測値	現況値
昼間	54～56	60～69
夜間	51～52	56～66

【鉄道振動】

列車の走行に伴う鉄道振動の予測値は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に 12.5m の地盤面において、51dB～59dB であり、現況値と同等又は下回ります。

単位：dB（デシベル）

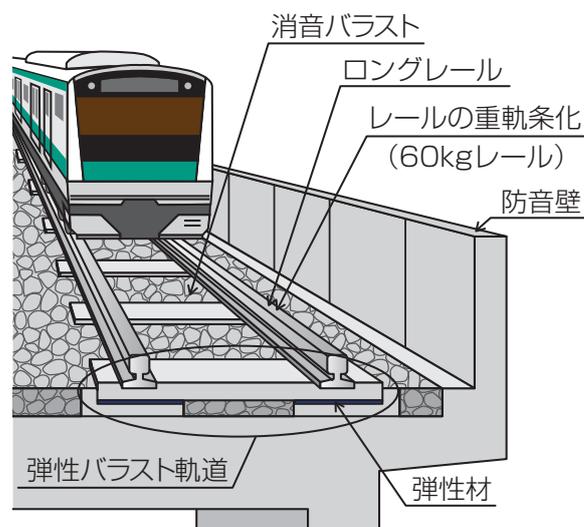
予測値	現況値
51～59	53～62

●環境保全のための措置

可能な限りロングレールやレールの重軌条化、弾性バラスト軌道*を採用するとともに、防音壁を設置します。

また、車両や軌道の検査、保守作業を実施するなど、騒音・振動の低減に努めます。

※ 弾性バラスト軌道とは、下面に弾性材を取り付けたマクラギとコンクリート床版又は路盤コンクリートを覆う消音バラストにより構成されます。これは、防音、防振、省力型の軌道構造です。



● 土 壌 汚 染 ●

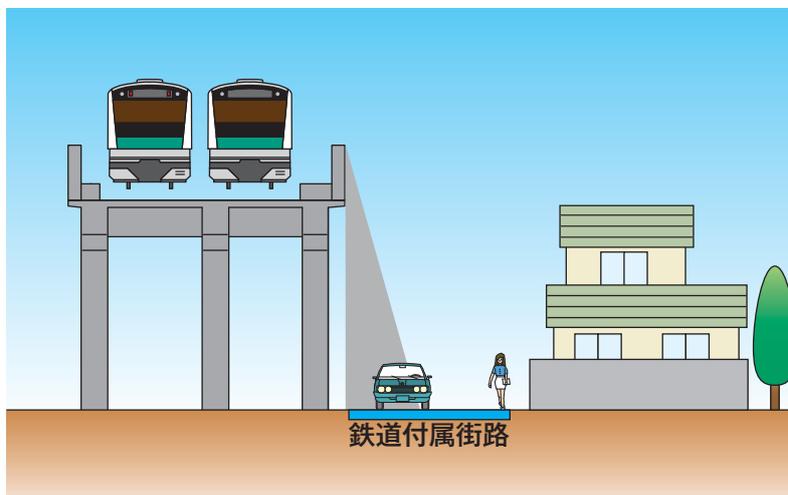
形質変更時要届出区域においては、仮線工事に伴う擁壁の構築により、土地の改変を行うことから、「土壌汚染対策法」に基づき汚染の拡散防止等の対策を実施し、汚染土壌を搬出する際には、適切に運搬、処理を行います。

また、形質変更時要届出区域外においては、工事の実施に先立ち「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、土地利用の履歴等調査を行い、汚染のおそれがある場合は、汚染状況調査を行います。



● 日 影 ●

工事の完了後において、鉄道施設による日影が生じるものの、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の規制時間を超える日影は生じません。



予測・評価の結果及び環境保全のための措置

●電波障害●

●予測・評価の結果

テレビ電波の受信障害は、地上デジタル放送において事業区間の西側に沿った一部の地域で、衛星放送において事業区間の東側で生じると予測されます。

●環境保全のための措置

本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブルテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施します。



●景観●

●予測・評価の結果

工事の完了後における鉄道施設の高さは、周辺の建築物等を大きく上回ることはないため、地域景観の特性は、ほとんど変化しないものと考えます。

●環境保全のための措置

鉄道施設の形状等は周辺環境に溶け込むよう環境保全のための措置を実施します。

十条道踏切付近における眺望



現況



将来（イメージ）

十条銀座商店街付近における眺望



現況



将来（イメージ）

フジサンロードにおける眺望



現況



将来（イメージ）

予測・評価の結果及び環境保全のための措置

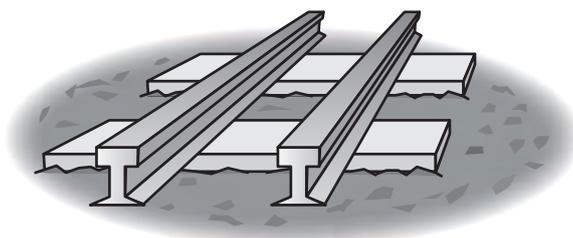
● 史跡・文化財 ●

周知の埋蔵文化財包蔵地については、事業の実施に伴い一部改変されますが、「文化財保護法」等に基づき、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じます。

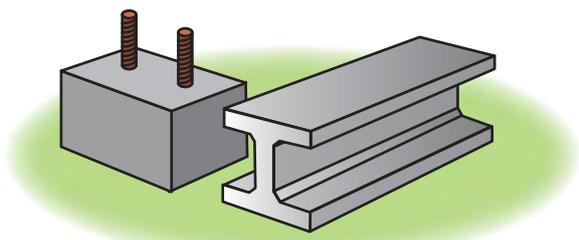


● 廃棄物 ●

工事の施行に伴い発生する建設廃棄物や建設発生土等について、可能な限り再利用及び再資源化に努めます。再生利用が困難なものについて、関係法令を遵守し、適正に処理します。



レール・マクラギ



鉄骨・コンクリート

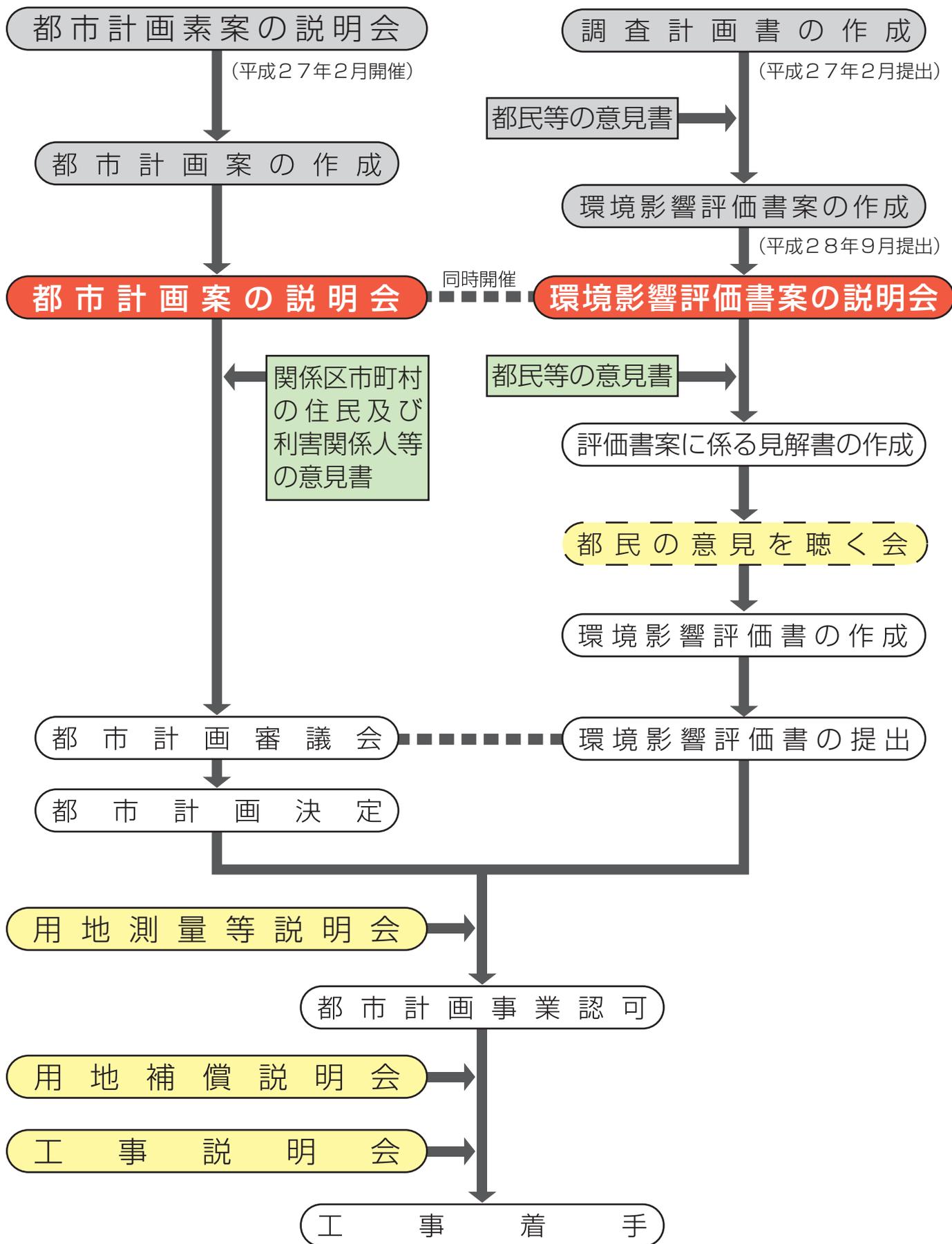


建設発生土

工事着手までの手続

都市計画の流れ

環境影響評価の流れ



位置図



● お問い合わせ先

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課

TEL 03 (5388) 3304

東京都 建設局 道路建設部 計画課

TEL 03 (5320) 5348

北区 まちづくり部

十条・王子まちづくり推進担当部 十条まちづくり担当課

TEL 03 (3908) 9162

東日本旅客鉄道株式会社 東京工事事務所 総武・東北

TEL 03 (3379) 4301

連続立体交差事業は、「東京都が事業主体」となり、「道路の整備」の一環として施行する都市計画事業です。